

平成23年 8月24日

## 疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	下管第8号・中部下水処理場汚泥貯留槽建設工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
小口径鋼製さや管推進工（一重ケーシング）のAH削進工法で使用されているクレーン付トラック運転費について精査願います。	
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 施工第0-0096号内訳表の運転時間が積算基準では5時間となっておりますが、5.4時間で計上されていないでしょうか。又、特殊運転手は積算基準の0.16人が計上されているのでしょうか。</li><li>2. 施工第0-0102号内訳表の運転時間について、適用（D-2）を参照すると1日当りは5時間となっております、5.4時間を計上すると1日当たり1.08日の稼働となるので5時間を採用するべきではないでしょうか。</li><li>3. 施工第0-0103号内訳表の特殊運転手は積算基準の0.16人が計上されているのでしょうか。</li></ol>	
回 答	
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 施工第0-0096号内訳表のクレーン付トラック運転費の1日当りの運転時間及び特殊運転手の人工は「AH削進工法標準積算資料(平成21年改正版)」に記載のとおり、5時間及び0.16人を計上しております。</li><li>2. 施工第0-0102号内訳表のクレーン付トラック運転費の運転時間は「AH削進工法標準積算資料(平成21年改正版)」に記載のとおり、5.4時間を計上しております。</li><li>3. 施工第0-0103号内訳表の特殊運転手の人工は「AH削進工法標準積算資料(平成21年改正版)」に記載のとおり、0.16人を計上しております。</li></ol>	